

意見提出者	個人
1. 項目	電子商取引における不正アクセスに際しての消費者保護の拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、不正アクセスに関する法制度化では、事業者は保護されていても、消費者は保護されていない。</p> <p>なりすまし（IDの窃用）によって本人以外が何らかの購入等を行った場合、その支払い責任は、多くの場合においてなりすましをされた本人にあるものとされている。事業者には損害がないどころか、不正購入によって売上が増えるため、防犯意識は希薄である。</p> <p>また、不正アクセスの状況を確認できるのは事業者のみで、消費者からは確認できないため、不正アクセスがあったとする虚偽の説明によって架空請求が行われた場合、消費者には対抗できる材料がない。不正アクセス被害を告訴できるのは事業者のみであるため、消費者は警察に頼ることもできない。</p> <p>これでは、消費者は安心して電子商取引を利用する事ができない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>不正アクセス禁止法 民法（第五章等、契約関係） 消費者契約法 第10条 経済産業省 電子商取引及び情報財取引等に関する準則</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>なりすましによる購入等は、本人には支払い責任がないものとすべき。</p> <p>偽造・盗難キャッシュカードによる被害の救済を目的とした預金者保護法の立法精神は、本件にも通ずると考える。</p> <p>不正な購入等が行われる電子商取引は、ほぼ全てがデータ販売やサービス提供などの無形のものである。事業者には商品個々の仕入れが無い場合、販売代金が得られなかったとしても、直接的な損害はない。併せて、事業者が販売実績に応じてデータ製造元等へ支払う代金についても、犯人からの賠償金が得られるまでは留め置くものとするれば、被害金額を補填する預金者保護法と比べても事業者の負担は少なく、実現可能な制度であると考えられる。</p> <p>また、不正な購入だけでなく、利用者の使用するデータが改竄等を受けた被害に関しても、事業者にはその復旧に努める義務があるのが望ましい。</p> <p>これらの施策によって、事業者の防犯意識と消費者の安心感が高まり、安全なICT利活用が進むものと考えられる。</p>